

一般社団法人応用生態工学会

総会運営規程（案）

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）定款第21条に基づき、本会の総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（総会の種類、開催等）

第2条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、定款第13条に基づき、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事会が臨時総会の開催が必要であると認め、その招集を決定したとき。
- ② 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

（招集の手続）

第3条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- ① 総会の日時及び場所
 - ② 総会の目的である事項
 - ③ 総会参考書類（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第41条第1項所定の社員総会参考書類）の記載事項（議案、議案につき総会に報告すべき調査の結果があるときはその結果の概要及びその他正会員の議決権の行使について参考となると認める事項）
 - ④ 議決権行使書の提出期限となる特定の日時（総会の日時以前の日時であって、総会の招集通知を発した日から2週間を経過した日以後に限る。）を定めるときはその日時
 - ⑤ 電磁的方法による議決権の行使について期限となる特定の日時（総会の日時以前の日時であって、総会の招集通知を発した日から2週間を経過した日以後に限る。）を定めるときはその日時
 - ⑥ 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第37条第2項の規定により正会員が総会を招集する場合には、当該正会員は、前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第4条 総会を招集するには、前条第2項の場合を除き、会長は、総会の日から2週間前までに、正会員に対し、書面でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類、議決権行使書、委任状、出席票その他必要な書類を同封しなければならない。

3 第1項の通知は、通知発出日の前月末日における正会員名簿（一般法人法第31条所定の正会員名簿をいう。以下同じ。）に記載された正会員に対し、当該正会員名簿記載の住所宛てに発送するものとする。

4 第1項の通知及び第2項の書類は、正会員の承諾があるときは、電磁的方法によりこれを発することができる。

(議決権の行使に関する基準日)

第5条 総会の議決権を行使できる正会員は、前条第1項の通知を発送すべき正会員とする。

2 正会員名簿は、毎月末日に更新・調製するものとする。

(会場の設営等)

第6条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(正会員の出席)

第7条 総会に出席する正会員は、会場の受付において、予め送付を受けた通知等の提示によりその資格を明らかにしなければならない。

2 正会員の代理人として総会に出席する者は、事前に又は会場の受付において、前項の通知等の提示と委任状の提出によりその資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第8条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本会の職員、弁護士その他議案の審議に必要と認められる者は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

(議長の権限)

第9条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次に掲げる者に対して退場を命じることができる。

- ① 正会員又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
- ② 議長の指示に従わない者

③ 総会の秩序を乱した者

- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(開会の宣言)

第10条 開会の予定時刻が到来したときは、専務理事は、議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第11条 専務理事は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合において、すでに入場している正会員等に対し、遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(定足数の確認)

第12条 専務理事は、総会の開会に際し、事務局に出席した正会員数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(出席した正会員数)

第13条 前条の定足数の確認及び第21条の採決に当たっては、次に掲げる数の合計数を出席した正会員数とする。

- ① 出席した正会員本人の数
- ② 代理人を出席させた正会員の数
- ③ 議決権行使書を提出した正会員の数
- ④ 電磁的方法により議決権を行使した正会員の数

(議題の付議の宣言)

第14条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(総会の権限)

第15条 総会は、定款第12条に定められた事項を決議する。

- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第4条第1項の書面に記載された総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(理事等の報告又は説明)

第16条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者に対し、その議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において、理事若しくは監事

又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 正会員が理事又は監事に対して特定の事項について説明を求めたときは、議長は、理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認めるときは、この限りではない。
- 3 一般法人法第37条の規定により正会員から招集の請求があった場合、同法第43条の規定により正会員から提案があった場合、同法第44条の規定により議案の提出があった場合、又は同法第49条第3項ただし書に係る議案の提出があった場合は、議長は、その正会員に議題又は議案の説明を求めなければならない、必要があると認めるときは、理事又は監事に対し、これに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第17条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事手続に関する動議)

第18条 正会員は、総会の議事手続に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議について、議長は、当該動議が一般法人法55条及び同法56条所定の動議であるときは、速やかにこれを採決するものとし、その他の動議であるときは、必要があると認めるときにこれを採決するものとする。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかであるときは、直ちにこれを却下することができる。

(議長不信任動議)

第19条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は、速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、専務理事が仮議長となり、その総会の議長を出席正会員の中から選出する。

(採決)

第20条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合においても、必要に応じ、

原案を修正案に先立ち採決することができる。

- 4 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって原案に賛成である旨が行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして取り扱い（ただし、原案の誤記の修正等の軽微な修正案又は原案を改善するものと認められる修正案が提案され、原案が撤回されたときは、同修正案に賛成の意思が表明されたものとして取り扱う。）、原案に反対又は棄権である旨が行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 5 一般法人法第55条各項に規定する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、調査する者を選任することに賛成の意思が表明されたものとして取り扱う。
- 6 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

（採決結果の宣言）

第21条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

（休憩）

第22条 議長は、必要があると認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

（延期又は続行）

第23条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書の場合において、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

（閉会）

第24条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

（議事録）

第25条 総会の議事については、定款第20条第1項に定めるところにしたがい議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。議長及び議長が指名する2名以上の議事録署名人がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

（事務局）

第26条 総会の事務局事務は、本会の事務局がこれを行う。

(細 則)

第27条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第28条 本規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和6年9月20日から施行する（令和6年9月20日総会決議）。

別 表（第25条第2項関係）

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は正会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき。
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき。
 - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき。
- 5 総会に出席した理事、監事の氏名
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名